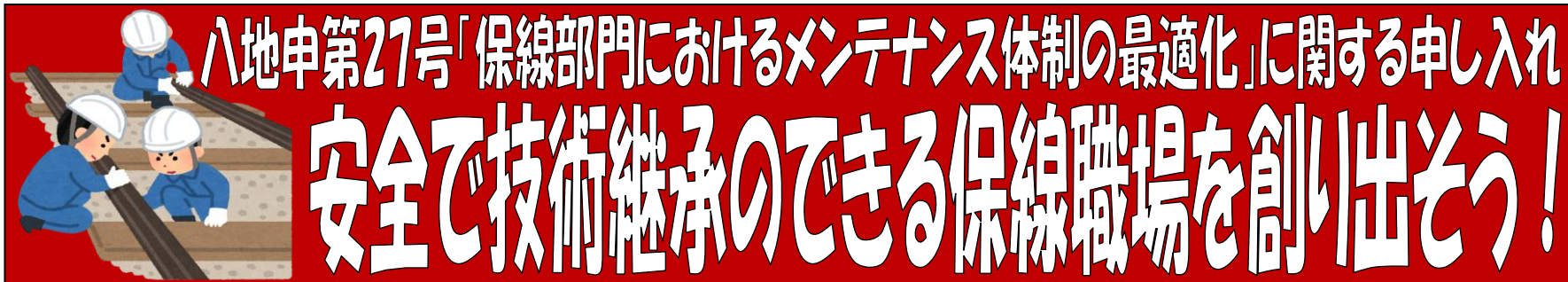


No.337
2018
6/5



はちおうじ

JR東労組
八王子地本
八王子地本
ホームページ
「東労組八王子」で検索



地本は「保線部門におけるメンテナンス体制の最適化について」の提案を受けて以降、八地申第21号および26号にて説明申し入れを行い、団体交渉を実施してきました。施策実施にあたっては“入念な準備”と“慎重さ”が求められます。しかし、線路設備モニタリング装置の教育が間に合わない事から施策実施日は適宜通達によって示す考えが明らかになっているように、今施策の根幹である線路設備モニタリングの導入計画は杜撰だと言わざるを得ません。

今施策は鉄道安全の基本となる線路保守にかかわるものであり、JR東日本の経営を左右する大きな施策です。こうした保線業務の基本が詰まっている閑散線区における業務のほとんどをパートナー会社に任せ、線路状態を総合的に判断する線路総合巡視を減らすことは、安全確保や働きがいの視点からも問題だと言えます。さらに待避誤り事故が頻発する現状を見れば、絶対安全の価値観が薄らいでおり、技術継承においても課題が山積しています。これらの問題解決を抜きに新たな体制変更を認めるわけにはいきません。

少子高齢化社会の中で、安全・安定輸送を実現し、その先の安心を確立できる保線部門をつくるために、下記の通り申し入れ、労使で真摯に施策と向き合う議論を創り出していきます。

1. 各線区における線路設備モニタリング装置の導入時期を明確にすること。また、線路設備モニタリング装置の本運用については、試行・検証・改善を行ったうえで実施すること。
2. モニタリングセンターの基準データの精度を向上させるために専任の設備更新担当者を配置すること。
3. 線路設備モニタリング装置を活用して取り組む予防保全に向けた対応について、八王子支社として統一した指針を示すこと。
4. 全社員に対して、線路設備モニタリング装置の内容説明及び操作訓練を行うこと。
5. 線路設備モニタリング装置のデータにのみ依存することなく、JR社員が現場確認を行うことを通じて適切な修繕方法を判断できる体制を整えること。
6. 標準数の変更にあたっては、線路設備モニタリング装置の試行結果を十分に踏まえ、効率的な業務執行体制を確立したうえで実施すること。
7. 安全・安定輸送を実現し、その先の安心を確立できる保線部門の技術者を養成するために、月1回以上の教育・訓練会を実施すること。
8. 閑散線区を熟知した社員を拝島派出に配置すること。また、複雑な線路立ち入り箇所などを考慮し、駆けつけなどがJR本体としてスムーズに出来るよう沿線確認巡回を月に1回実施すること。なお、実施の際には、拝島派出社員が均等に従事できるよう配慮すること。
9. 閑散線区におけるATカートはJR本体で管理を行うこと。また、降雨警戒で運転再開前に行う点検は、JR本体社員を2名の体制で実施すること。なお、大規模地震発生時の点検については、現行通りJRの保線社員と電力社員で実施すること。
10. 八王子保線技術センターに新設される保線技術教育グループについては、技術・技能に精通した技術専任役およびエルダー社員を配置し、更なる安全レベル向上に取り組むこと。
11. 今施策を実施するにあたって発生する出向および異動については、本人の希望を尊重した上で実施すること。なお、キャリアパスは行わないこと。

鉄道の安全を守れる体制を堅持するぞ！